

令和3年第2回定例会会議録目次

1	会議録署名議員の指名	3
2	会期の決定	3
3	行政報告	3
4	議案第7号 令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について	5
5	議案第8号 令和3年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）	10
6	議案第9号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	12

令和3年 第2回定例会

10月25日（月）

令和3年第2回多摩六都科学館組合議会
定例会 会 議 録

○期 日 令和3年10月25日(月)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番	山崎とも子君	2番	川里富美君
3番	石橋光明君	4番	下澤由起夫君
5番	友野和子君	6番	原和弘君
7番	間宮美季君	8番	鴨志田芳美君
9番	小幡勝己君	10番	田中のりあき君

○出席説明員

管理者	池澤隆史君	監査委員	森政史君
会計 管理者	森下直彦君	事務局長	手塚光利君
管理課長	豊田和徳君		

○議会職員出席者

書記 小菊 繭 君

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第7号 令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 議案第8号 令和3年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第9号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

令和3年多摩六都科学館組合議会第2回定例会

令和3年10月25日（月）午前10時01分開会

○議長（間宮美季君） それでは、定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を開催いたします。

○議長（間宮美季君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、議長において、第3番 石橋光明議員及び第4番 下澤由起夫議員を指名いたします。

○議長（間宮美季君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（間宮美季君） 日程第3「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

令和3年第1回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて、御報告申し上げます。

初めに、組合議員の皆様には事務局より既に御案内させていただいておりますとおり、当科学館は新型コロナウイルスの影響により令和3年4月25日から同年5月31日まで臨時休館をし、同年6月1日より再開しているところでございます。

次に、入館者数の状況につきまして御報告いたします。

令和3年4月から同年9月までの入館者数は6万4,674人で、前年度と比較いたしますと2万5,467人、率で65.0%の増となっております。

次に、9月22日に実施いたしました定期監査、例月現金出納検査、決算審査について、御報告いたします。

定期監査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第2条第1項の規定に基づき、令和3年4月から同年8月までの財務に関する事務執行状況等の監査でございます。

例月現金出納検査は、同監査委員条例第4条の規定に基づく、令和3年6月から8月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。

その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。また、同日には令和2年度の一般会計歳入歳出決算審査も併せて実施しておりますが、その結果については後ほど森監査委員から報告をしていただきます。

次に、指定管理者の管理運営状況の報告でございます。

臨時休館中は、昨年度の臨時休館時と同様に圏域市民の皆様への教育普及サービスを休止することがないように、科学館ホームページを活用して科学館に関する様々な情報発信を行うほか、オンラインによる教育普及プログラムの実施にも取り組んでまいりました。再開後におきましては、引き続き利用者の皆様の安全・安心を第一として感染防止策を講じながら、管理運営を行っているところでございます。

夏の特別企画展につきましては、令和3年7月22日から同年9月5日まで「パズル島へようこそ2021」を開催いたしました。

最後になりますが、現在、当科学館は、新型コロナウイルスの影響により利用制限などの感染防止策を講じながらの運営のため、利用者数は令和元年度に比べますと減少している状況でございます。

組合といたしましては、これからも指定管理者と綿密に協力いたしまして、圏域市民の皆様の御理解と御支持をいただける科学館を目指してまいります。

組合議員の皆様には、引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（間宮美季君） 以上で行政報告は終了いたしました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議長（間宮美季君） 日程第4「議案第7号 令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第7号「令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第7号「令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の1ページをお願いいたします。本決算は、歳入歳出予算現額5億1,148万7,000円に対しまして、歳入決算額5億1,133万8,726円、歳出決算額5億584万7,830円でございます。歳入歳出差引残額及び翌年度繰越額は同額で、549万896円となっております。

内容の説明につきましては、恐縮でございますが、主なものについての説明とさせていただきます。

初めに、歳入について御説明をいたします。

事項別明細書12、13ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金は、当初予算額4億1,800万円に5,000万円を増額補正し、予算現額4億6,800万円に対し、調定額、収入済額とも4億6,800万円となっております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入が減少している指定管理者に対しまして、事業継続のための支援金として、指定管理者業務委託料を増額するための財源としたことによる増でございます。

なお、13ページの備考欄に構成市別の負担金額がございますので、御参照をお願いいたします。

第2款使用料及び手数料は、当初予算額236万7,000円から205万5,000円を減額補正し、予算現額31万2,000円に対し、調定額、収入済額とも16万5,492円となっております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、カフェテリア使用料及びミュージアムショップ使用料の減免率を100分の50から100分の100に見直したことによる減でございます。

なお、13ページの備考欄に行政財産使用料の内訳がございますので、御参照をお願いいたします。

第3款財産収入は、予算現額4,000円に対し、調定額、収入済額とも2,005円で、基金の利子収入でございます。

14、15ページをお願いいたします。第5款繰入金は、当初予算額2,714万8,000円から190万円を減額補正し、予算現額2,524万8,000円に対し、調定額、収入済額とも2,524万5,493円となっております。

第6款繰越金は、当初予算額300万円に339万1,000円を増額補正し、予算現額639万1,000円に対し、調定額、収入済額とも639万1,560円となっております。これは前年度の決算剰余金によるものでございます。

第7款諸収入は、当初予算額1万3,000円に1,151万8,000円を増額補正し、予算現額1,153万1,000円に対し、調定額、収入済額とも1,153万4,176円となっております。これは令和元年度の指定管理者利用料金還元金による増でございます。

以上の結果、歳入は当初予算額4億5,053万3,000円に6,095万4,000円を増額補正し、予算現額5億1,148万7,000円に対し、調定額、収入済額ともに5億1,133万8,726円となっております。

続きまして、歳出でございます。16、17ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額149万3,000円に対し、支出済額131万7,050円、不用額17万5,950円となり、執行率は88.2%となっております。

第2款総務費は、当初予算額1億3,236万5,000円に1,188万7,000円を増額補正し、予算現額1億4,425万2,000円に対し、支出済額は1億4,056万9,036円、不用額368万2,964円で、執行率は97.4%となっております。

不用額の主なものは、第1項第1目一般管理費の報酬、職員手当等及び共済費の実績によるものでございます。

18、19ページをお願いいたします。第10節需用費は、支出済額1,461万9,516円で、修繕料が主な内容となっております。

第12節委託料は、支出済額338万4,260円で、主な内容は、組合事務室ネットワーク保守管理業務、統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務などでございます。

第13節使用料及び賃借料は、支出済額1,889万845円で、主な内容は、展示棟GHP空調設備リース、EHP空調設備リースでございます。

第14節工事請負費は、支出済額385万円で、内容は、イベントホール照明機器等更新工事でございます。

第24節積立金でございますが、財政調整基金につきましては、令和元年度の決算剰余金の2分の1相当分、施設整備基金につきましては、指定管理者利用料金還元金などを積み立てております。

20、21ページをお願いいたします。続きまして、第3款事業費でございますが、当初予算額2億8,411万6,000円に4,906万7,000円を増額補正し、予算現額3億3,318万3,000円に対し、支出済額が3億3,247万779円、不用額は71万2,221円、執行率99.8%となっております。

事業費の主な内容は、第1項第1目運営事業費、第10節需用費の展示物「クイズラリー」修繕、第12節委託料の指定管理者業務、第13節使用料及び賃借料のプラネタリウム全天周デジタル映像システムリースでございます。

第4款公債費につきましては、駐車場用地購入のため借り入れた東京都区市町村振興基金の償還元金及び償還利子でございます。

以上の結果、歳出合計は、当初予算額4億5,053万3,000円に6,095万4,000円を増額補正により、予算現額5億1,148万7,000円となり、これに対し、支出済額は5億584万7,830円、不用額は563万9,170円で、執行率は98.9%となっております。

恐れ入ります。22ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が5億1,133万8,726円、歳出総額が5億584万7,830円、歳入歳出差引残額が549万896円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も549万896円となっております。

24、25ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

3の基金につきましては、令和2年度末において、財政調整基金が1,481万3,743円、施設整備基金が1億1,039万6,482円となっております。前年度に比較し、財政調整基金は4.5%の増、施設整備基金は45.3%の増となっております。

以上、概略ではございますが、令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（間宮美季君） 続いて、監査委員の審査報告を求めます。森監査委員。

○監査委員（森 政史君） 皆さん、おはようございます。監査委員の森でございます。

それでは、令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の審査報告を申し上げます。

お手元に審査意見書が配付されていると思いますので、そちらを御参考にしていただきたいと思います。

まず、第1ページをごらんください。令和2年度の決算審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和3年9月22日に、多摩六都科学館2階201会議室におきまして、山崎監査委員とともに実施いたしました。

審査の対象は、記載1の(1)から(4)のとおりでございます。

審査は、管理者から提出されました「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」が、関係法令に準拠して作成されているか、事務事業に係る予算の執行について適切な手続を経て適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に関係書類と照合し、必要な事項は関係職員からの説明を求めて実施いたしました。

その結果、審査に付されました令和2年度一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、誤りや不適切な点は認められないことを確認いたしましたので、その結果につきましてここに御報告申し上げます。

なお、審査結果の記載は、1ページから6ページのとおりでございます。

7ページをごらんいただきます。7ページに意見を付してございますが、要約を申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日より同年5月31日まで臨時休館をしたことに加えて、再開後も利用制限など感染防止策を講じた上での運営となり、利用者数は8万9,454人となり、前年度に比べて60.4%の減となりましたが、にもかかわらず、先ほど御説明がありました歳入決算額及び歳出決算額は前年度を大きく上回っております。

これは、新型コロナウイルスの影響により、あらかじめ利用料金収入の大幅な減収が見込まれたため、指定管理者事業継続支援金として5,000万円の財政支援を構成市から受けたことによるものであります。これにより、歳入では、分担金及び負担金が前年度から5,500万円増の4億6,800万円となりまして、連動して歳出の事業費、指定管理者業務委託料3億2,729万5,334円の増額補填に充てることができました。

コロナ禍におきましても、構成市が行政サービスに支障を来すことのないよう、国の臨時交付金を活用して迅速に対応されたことを評価するとともに、当科学館が圏域市民にとって

身近な存在の生涯学習施設であると位置づけられていることがうかがえるものであります。

一方、懸念されました諸収入の指定管理者利用料金還元金は1,151万8,392円で、前年度に比べて356万5,656円の減となっております。

また、補足でございますが、不用額につきまして精査したところ、合計で563万9,170円ありましたが、これは職員給与等の実績による減並びに新型コロナウイルスの影響による事業中止に伴う執行残などによるものでございました。

最後になりますが、当科学館は建築後27年を経過しているため、施設の老朽化対策が大きな課題となっております。これからも大型空調機の更新など施設改修費の増加が見込まれており、その主要な財源である基金残高は減少傾向が続いておりましたが、令和元年度より構成市負担金が増額されたため、増加に転じてきております。引き続き予算の執行に当たっては、経済性、効率性を追求し、計画的な施設改修が実現できる財政基盤づくりに努められますよう要望するものでございます。

現下のコロナ禍では、集客を伴う事業の実施が厳しい状況ではございますが、安全・安心を第一に利用者増が図られるよう努力され、これからも魅力ある良質な行政サービスを提供できるよう、効率的で効果的な管理運営に努められるとともに、多摩六都科学館圏域住民の福祉の増進に寄与する施設として発展されることを期待いたしまして、令和2年度決算の審査報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（間宮美季君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

8番 鴨志田芳美議員。

○8番（鴨志田芳美君） 私からは1点だけ伺いたいと思います。

昨年の大きなコロナ禍の影響を受けたということであらわれているのが、今御説明があった新規5,000万円を各構成市から出してということ、それが大きな1つ特徴があったかなと思うんですけども、タイミングを忘れてしまったんですが、その際だったかと思うんですが、私から、東京都にもやはり要望というか、状況を伝えて、要望を上げていくということも一つしていただくことが可能なんじゃないかというふうに求めたと記憶をしていますが、その後どういうアクションをとったというか、都に対して求めたかとか、要望を上げたかとか、そういったことがあれば教えていただきたいのと、その際にどういった回答があるのか、言える範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。以上です。

○議長（間宮美季君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 私どもの館が独自に東京都のほうに要望をしたということはございません。博物館、それから科学館の団体、協会がごぞいます。国の方針を踏まえ、ガイドラインをつくっている団体等が、東京都のほうといろいろ意見交換などを行っているかというふうには聞いてございます。以上でございます。

○議長（間宮美季君） 8番 鴨志田芳美議員。

○8番（鴨志田芳美君） 協会のほうから都との意見交換をされているというふうに理解はいたしました。私たち東久留米市としても、一定の財政の厳しさというものがございまして、今後もコロナの影響というのがどういうふうに出てくるのかという見通しが、そこまですぐにもとに戻るとは言えないかなというふうにも思っているんですけども、そういう中で、やっぱり都にも求めていただくというのは一つ大事なことかなと。

その上で安定して運営していくことができるようにということで、なるべくしっかりと維持できるようにという思いで質問をいたしました。今後も、タイミングですとか、協会さんを通じてということではあると思うんですけども、しっかりと上げていけるようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（間宮美季君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「令和2年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（間宮美季君） 日程第5「議案第8号 令和3年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第8号「令和3年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,303万6,000円とするものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） 議案第8号「令和3年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」について、補足して御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和3年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ274万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億5,303万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

6、7ページをお願いいたします。歳入でございます。

第5款繰入金は、財政調整基金繰入金を財源調整のため74万5,000円を減額し、第6款繰越金は、前年度繰越金として349万円を増額するものでございます。

8、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、274万5,000円を増額するもので、内訳は、第24節積立金につきましては、前年度の決算剰余金を財政調整基金へ274万5,000円積み立てるものでございます。

令和3年度一般会計補正予算（第1号）についての説明は以上でございます。

○議長（間宮美季君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「令和3年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を

採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（間宮美季君） 日程第6「議案第9号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第9号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の提案理由を御説明申し上げます。

議案第9号は、秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（間宮美季君） 続いて、補足説明を求めます。手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第9号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」、補足して御説明をさせていただきます。

議案第9号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更」につきましては、秋川流域斎場組合が東京都市町村公平委員会に加入することに伴い、規約の変更を行うものでございます。

恐れ入りますが、お手元にごございます資料3、「東京都市町村公平委員会共同設置規約新旧対照表」をごらんいただきたいと思っております。

別表中、秋川流域斎場組合を追加するものでございます。

附則につきましては、東京都知事へ届け出の日から施行するものでございます。

議案第9号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更」につきましての説明は以上でございます。

○議長（間宮美季君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（間宮美季君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（間宮美季君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、お礼の御挨拶をさせていただきます。

本日は、組合議員の皆様には大変御多用の中、科学館組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

また、議案を御審議いただき、御決定をいただきまして、ありがとうございました。

現在、科学館は、引き続き新型コロナウイルスの影響により、利用制限などの感染防止策を講じながらの運営をしている状況でございます。引き続き指定管理者との連携を密にし、多くの圏域市民の皆様に御利用いただける科学館を目指してまいりますので、議員の皆様方には引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（間宮美季君） これをもちまして、令和3年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 間 宮 美 季

多摩六都科学館組合議会議員 石 橋 光 明

多摩六都科学館組合議会議員 下 澤 由起夫

多摩六都科学館
組合議会会議録

令和3年 12月発行

編集兼
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982